

東浦町水防計画の変更（案）要旨について

1 東浦町水防計画の目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）並びに愛知県水防計画の定めるところにより、町内各河川、ため池、海岸の洪水又は高潮による水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、水防に関し、必要な事項及び具体的な実施要領を定め、水防活動に万全を期することを目的としたものである。

2 東浦町水防計画の主要な変更点

（1）水位周知海岸の指定及び高潮特別警戒水位の設定

三河湾・伊勢湾沿岸を新たに水位周知海岸に指定することに伴い、高潮の水位情報の周知に関する内容を新たに追加する。

（2）災害対策基本法の一部改正に伴う修正

避難情報の変更に伴い、記載を変更する。

※水防法における水防計画の位置付け

水防計画は、水防法に基づき、東浦町は毎年水防計画に検討を加え、必要があると認められるときは変更しなければならないとされている（水防法第 33 条第 1 項）。今回、水防計画の変更にあたり、あらかじめ東浦町防災会議に諮るものである（法第 33 条第 2 項）。